

会津若松市定住・二地域居住推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、会津若松市定住・二地域居住推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、首都圏の団塊世代をはじめ、田舎暮らしを希望する者を積極的に会津若松市に受け入れることにより、定住及び二地域居住人口の増加を図るとともに、移住者の知恵、経験、技術、情報、人脈等を活用することにより、本市の産業経済や文化など地域の活性化を推進し、もって、交流居住を通じて豊かさを実感できる社会の形成に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 長期にわたり市の区域内に居住するため、本市の住民基本台帳に住民登録を行い、かつ、生活の基盤が市の区域内にあることをいう。
- (2) 二地域居住 都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、市内に中長期、定期的・反復的に滞在すること等により、地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つことをいう。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定住・二地域居住に関する情報提供
- (2) 定住・二地域居住に関する受け入れ体制の構築
- (3) 定住・二地域居住に関する交流体験
- (4) 定住・二地域居住に関する滞在及び就業支援
- (5) 定住・二地域居住に関する調査研究活動
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 協議会に議決機関として総会を置く。

- 2 協議会の行う事業を円滑に運営するため、役員会及び運営委員会を置く。

(会員)

第6条 協議会の会員は、正会員と**賛助会員**とする。

- 2 正会員は、第2条に掲げる目的に賛同し、協議会の活動及び事業を推進する団体及び機関とする。
- 3 **賛助会員は、第2条に掲げる目的に賛同し、賛助するため入会した企業、NPO法人及び個人とする。**
- 4 協議会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 運営委員長 1名
- (5) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、他の役員とともに役員会を構成する。

4 運営委員長は、運営委員会を統括する。

5 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(顧問等)

第9条 協議会に、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、会長が毎年1回正会員を招集し、その議長となる。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の改正
- (4) その他協議会の運営に関する重要事項

(役員会)

第11条 役員会は、第7条第1項各号に掲げる役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

3 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において決議した事項の運営に関する事
- (3) その他会長が必要と認める事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、運営委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員長に事故あるときは、運営委員長があらかじめ指名する運営委員が職務を代行する。

3 運営委員は、役員会の決定に基づき、協議会の運営にあたる。

(部会)

第13条 運営委員長は、役員会の承認を得て、運営委員会に部会を設置することができる。

2 会員は、希望する部会に所属することができる。

(収入)

第 14 条 協議会の活動及び運営に要する経費は、補助金、負担金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金及び協賛金の額は、総会において別に定める。

(事業年度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(事務局)

第 16 条 協議会の事務を処理するため、会津若松市企画政策部内に事務局を置く。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 19 年 7 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立当初の事業年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。